

石川県健民運動青少年ボランティア賞実施要領

- 1 趣旨 自発的に自分の技能や時間を提供して社会に参加し、地域や学校、職場において、ひたむきに他人や社会に貢献する活動を行う青少年又は団体を表彰することにより、次代を担う心豊かでたくましい青少年の育成を図る。
- 2 主催 石川県健民運動推進本部
- 3 後援 石川県 石川県教育委員会
- 4 対象者 30歳以下の青少年又は30歳以下の青少年を中心に構成される団体で、その活動が他の模範となるもの。

5 対象となる活動の例

- ・ 福祉、保健・医療、教育、環境の保全・保護、防災、交通安全、国際貢献・協力などの活動
- ・ 友人や近隣・地域住民に対する献身的活動
- ・ 住みよい地域づくりに関する活動
- ・ 地域における伝統文化の継承や新しい文化の創造など、若者らしい活力あふれる活動

- 6 選考基準 選考対象は、次の①の基準を満たし、かつ②又は③の基準に該当するものとする。

(1) 「継続性」

表の実施頻度に応じて、継続年数以上にわたる活動であること。ただし、特に必要と認めたときはこの限りではない。

| 実施頻度 | 継続年数 | 実施頻度 | 継続年数 |
|--------|------|--------|------|
| 毎日 | 1年 | 毎月1回以上 | 3年 |
| 毎週1回以上 | 2年 | 毎年1回以上 | 5年 |

(2) 「先駆(先見、創造、開拓)性」

意工夫や若者らしい活力にあふれ、地域及び社会の発展や向上につながる活動であること。

(3) 「利他(社会、公共、公益)性」

社会や地域住民など他者への貢献性のほか、公共性、公益性のある活動であること。

7 候補者の推薦

- (1) 市町健民運動推進本部長、公立及び私立学校長、石川県健民運動推進本部構成団体の長等(以下「団体の長」という)は、候補者を推薦するときは、別記様式による推薦書を石川県健民運動推進本部長に提出するものとする。
- (2) 過去に本賞を受賞している場合は、当該受賞年度から5年を経過しなければ再び推薦できないものとする。
- (3) 他団体による表彰等に関わりなく推薦できるものとする。

8 選考及び表彰

- (1) 団体の長から推薦のあった候補者について、石川県健民運動推進本部は選考委員会を組織し、選考する。
- (2) 選考結果は、団体の長を通じて選考された青少年又は団体に通知し、表彰は年1回石川県健民運動推進本部長が定める日に行う。ただし、石川県健民運動推進本部長が必要があると認めるときは、この限りではない。

- 9 事務 この表彰に関する事務は、石川県健民運動推進本部事務局において処理する。

- 10 その他 この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

付記 この要領は、平成7年4月26日から施行する。

- 一部改正 平成11年4月1日改正 同日施行
- 一部改正 平成17年4月1日改正 同日施行
- 一部改正 平成25年4月1日改正 同日施行